

## 6・1 ソマリア沖・アデン湾諸海域における海賊問題

### 6・1・1 ソマリア沖・アデン湾における海賊問題の現状

海賊事件は、従来よりマラッカ・シンガポール海峡をはじめとする東南アジアやインド周辺などで多発してきたが、平成 19(2007)年頃からはソマリア沖・アデン湾においても海賊事件が急増している。東南アジアの海賊事件とソマリア沖の海賊事件の大きな違いは、前者が船内の金品を目当てとした窃盗が中心であるのに対して、後者は機関銃やロケット砲といった重火器で武装し、船舶ごとハイジャックして身代金を要求する点である。

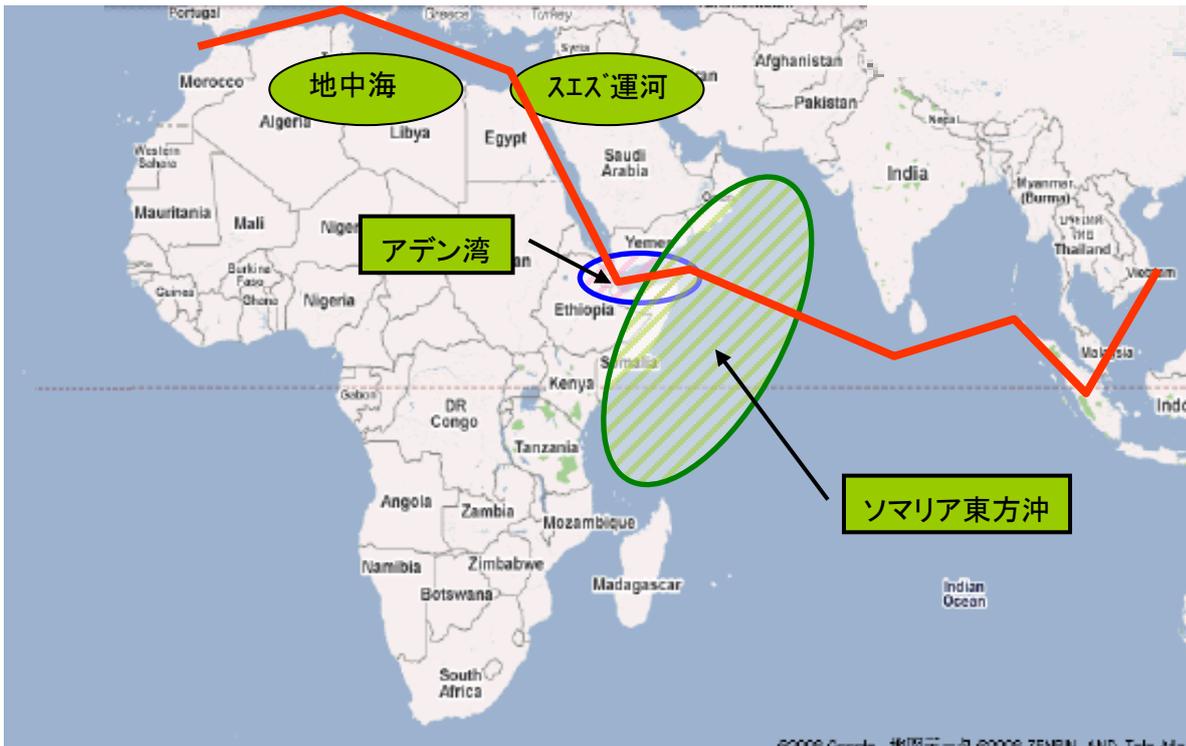
【資料 6-1-1-1】に示したとおり、アデン湾はアジアと地中海・欧州域とを結ぶ海上交通の要衝にあり、この海域を通航する船舶は、世界全体で年間約 2 万隻と推定されている。当協会が会員船社を対象に実施した調査では平成 24(2012)年に 1758 隻が通航しており、わが国にとっても必要な物資の輸送に欠くことのできない航路となっている。

国際商工会議所(ICC)の下部組織である国際海事局(IMB)によれば、平成 24(2012)年に報告のあった海賊事件は、297 件と前年より大幅に減少(前年比約 32.3%減)し、過去 5 年間で最低となった。(【資料 6-1-1-2】) ソマリア海賊による事件が激減したことにより全体的な発生件数は減少しているものの、アフリカにおける事件は 150 件報告されており、依然として最も危険な海域であることに変わりはない。また東南アジアでは増加傾向がみられ、前年比約 30%増となった。

なお、発生海域別にみると、全体では 1 位インドネシア 81 件、2 位ソマリア沖 49 件、3 位ナイジェリア 27 件とアフリカ、東南アジアでの事件が顕著であった。ハイジャック件数ではソマリア沖で 10 件、続いてアデン湾、ナイジェリア、トーゴでそれぞれ 4 件となった。(【資料 6-1-1-3】)

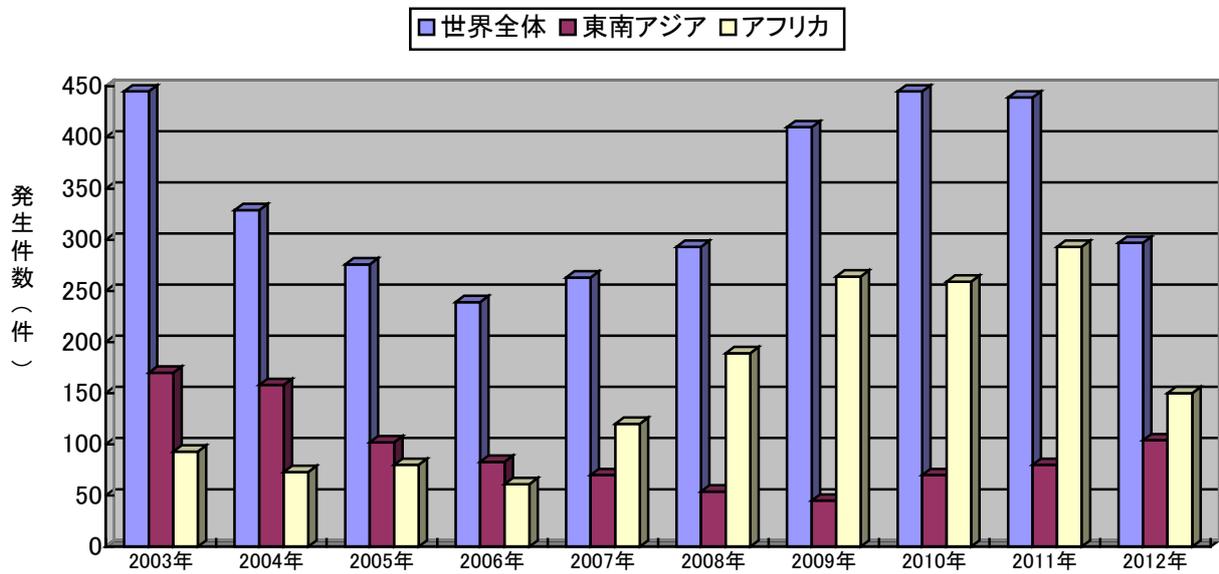
民間武装ガードの採用や、各国海軍による海賊対処活動および各商船による海賊防止対策等が功を奏し、ソマリア海賊による事件が大幅に減少する一方で、ナイジェリアなど、西アフリカでの事件は増加傾向にある。

【資料 6-1-1-1】アデン湾 / ソマリア東方沖の位置

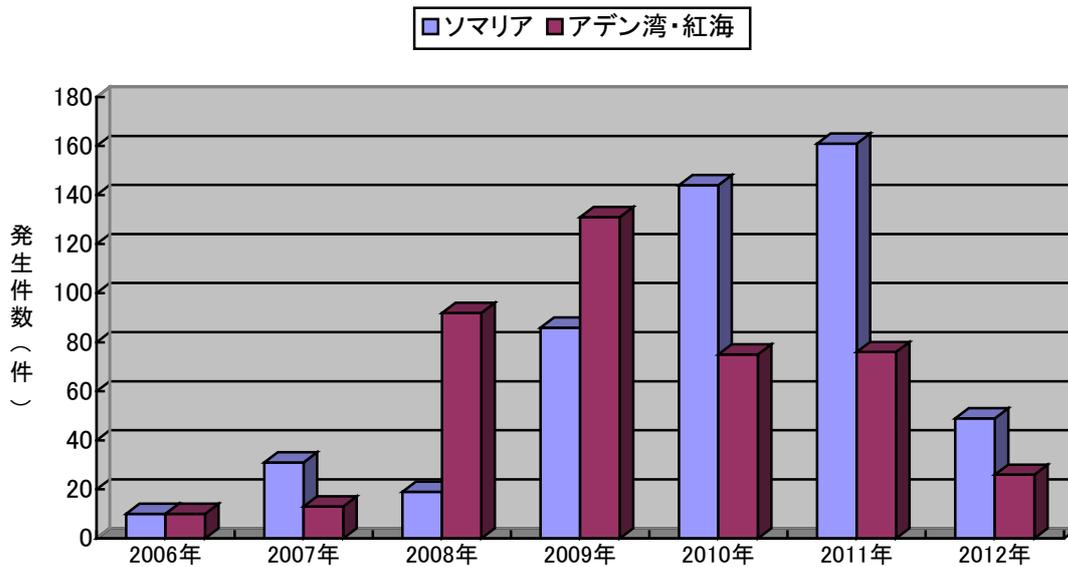


【資料 6-1-1-2】海賊事件発生件数の推移

### 世界の海賊事件発生件数の推移



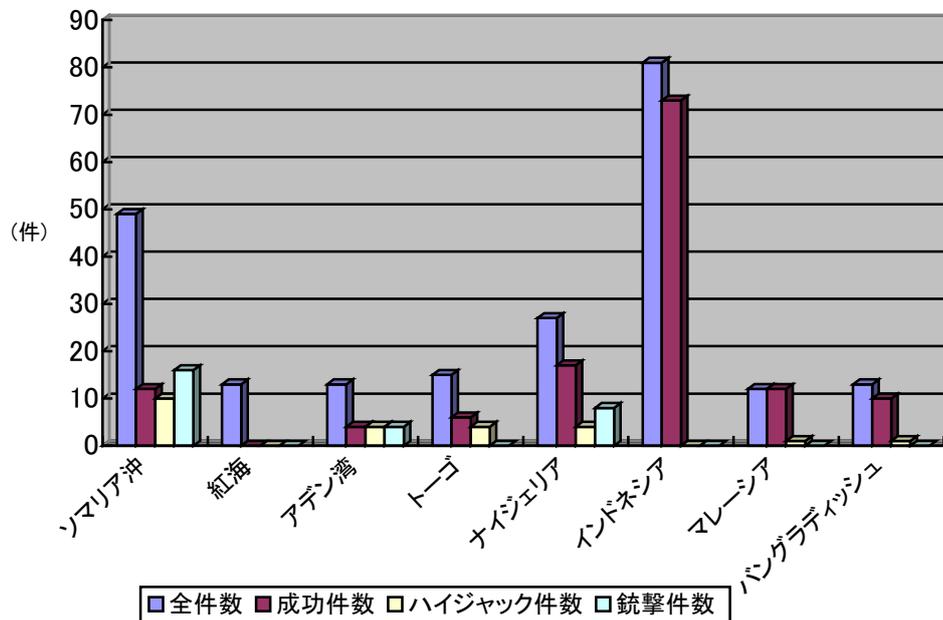
## アフリカ(2地域)における海賊事件発生件数の推移



出所：国際海事局（IMB）資料

### 【資料 6-1-1-3】主要発生海域

## 主要発生海域



### 6.1.2 当協会の活動とわが国の海賊対処活動

#### (1) 当協会の要望活動

ソマリア・アデン湾における海賊事件が急増する中、2008年4月に日本籍大型タンカーがソマリア沖で海賊と見られる不審船に襲撃されたことを受け、当協会は冬柴国土交通大臣(当時)に航行安全の確保を要望したが、その後も同海域の海賊事件が頻発したため、2008年10月にも金子国交大臣(当時)に海賊防止のために効果的・具体的な対策を講じるよう要望した。

一方、国連の安全保障理事会は、ソマリア沖・アデン湾における海賊事件の多発という事態を重く受け止め、2008年10月、各国に海賊対策のため軍艦や軍用機を配備するなどの対応を促す決議を採択し、これを受けて有志連合軍(CTF151)、EU軍、NATO軍のほか、ロシア、インド等十数カ国が約20隻以上の艦船を派遣した。

わが国では、公海上での犯罪行為に対する警察権の行使は、一義的には海上保安庁の管轄とされている。しかしながら、2008年10月の海上保安庁長官による国会答弁では、遠距離の航海に耐えうる海上保安庁の巡視艇が1隻しかないこと、また海賊が所持する重火器への対応、諸外国が派遣している艦船が軍艦であること等の理由から、同庁の巡視船を派遣することは困難との表明があった。

このため、当協会は2009年に入り、麻生総理大臣(当時)、河村内閣官房長官(当時)、浜田防衛大臣(当時)等の閣僚や、超党派の国会議員で構成される海事振興連盟に対して海上自衛隊艦船の派遣を要望した。

## (2) わが国の海賊対処活動

政府は、2009年1月28日、安全保障会議において自衛隊法第82条による海上警備行動の発令により海上自衛隊を派遣する方針を固め、3月13日に同行動を発令した。翌14日、護衛艦「さみだれ」「さざなみ」の2隻がソマリア沖・アデン湾へ派遣されるとともに、5月28日にはP-3C哨戒機2機がジブチに派遣され、アデン湾海域での海賊対処活動が開始された。

さらに、6月24日に海賊行為の処罰および海賊行為の対処について規定する新法が恒久法として公布され、7月24日に施行された。第2陣として派遣された護衛艦「はるさめ」「あまざり」は、7月28日より同法に基づく護衛活動を開始した。また、同法により、これまでの日本関係船を対象とした護衛から外国関係船舶を含むすべての船舶の護衛が可能となった。

なお、これら海上自衛隊艦船による護衛は、護衛対象の商船が船団を組み、この前後を護衛艦が伴走する形で行われている。

## (3) 護衛活動実績

2009年3月30日から開始された海上自衛隊による護衛活動実績は、2013年3月27日現在で、護衛回数445回、護衛船舶総数は3,031隻、うち日本関係船は808隻となっている(【資料6-1-2-1】)。

わが国の護衛活動は、直接護衛方式を採用していることや護衛スケジュールの正確性等の理由から、内外の関係者よりきわめて高い評価を得ている。

### 【資料6-1-2-1】海上自衛隊護衛実績

	海賊対処法成立前 (09/3/30~7/20)	海賊対処法成立後 (09/7/28~13/3/27)
護衛活動	計41回 (東航20回、西航21回)	計404回 (東航203回、西航201回)
護衛船舶数	121隻	2910隻
(うち日本関係船)	(121隻)	(687隻)
(1回当たり平均船舶数)	(3.0隻)	(7.2隻)

※1 括弧内の数字は、日本の企業が所有、運航する船舶

【参考】わが国の海賊対策と当協会の活動

(2010年2月以前は船協ホームページ「海賊・安全対策」2010.4.1付掲載)

2010.5.8/10	海上自衛隊護衛艦 第5次派遣部隊「ゆうぎり」/「むらさめ」が出港
8.2-6	海賊対処活動部隊へ訪問団派遣(ジブチ) 第1回(団長:宮原会長(当時))
8.9	国土交通大臣に、ホルムズ海峡を航行する船舶の安全確保を要望
8.23/26	海上自衛隊護衛艦 第6次派遣部隊「せとぎり」/「まきなみ」が出港
10.19	船協加盟船社の運航する多目的船が海賊によりハイジャックされた事件を踏まえ、国土交通大臣に、ケニア・タンザニア沖を航行する船舶の安全確保を要望
12.1	海上自衛隊護衛艦 第7次派遣部隊「きりさめ」/「ゆうだち」が出港
2011.3.15	海上自衛隊護衛艦 第8次派遣部隊「いなづま」/「さざなみ」が出港
6.20	海上自衛隊護衛艦 第9次派遣部隊「さみだれ」/「うみぎり」が出港
7.6-11	海賊対処活動部隊へ訪問団派遣(ジブチ) 第2回(団長:芦田会長(当時))
10.11	海上自衛隊護衛艦 第10次派遣部隊「たかなみ」/「おおなみ」が出港
10.18	国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、外務大臣、海上保安庁長官に対し、日本籍船への公的武装ガード乗船を要望
2012.1.21	海上自衛隊護衛艦 第11次派遣部隊「むらさめ」/「はるさめ」が出港
5.11/12	海上自衛隊護衛艦 第12次派遣部隊「さわぎり」/「いかづち」が出港
8.20-24	海賊対処活動部隊へ訪問団派遣(ジブチ) 第3回(団長:五十嵐副会長(当時))
8.31	海上自衛隊護衛艦 第13次派遣部隊「まきなみ」/「ゆうぎり」が出港
12.18/20	海上自衛隊護衛艦 第14次派遣部隊「すずなみ」/「きりさめ」が出港